

□■受験対策ミニ講座 3号 2021□■（養成所ニュースプラス第9号）

9月は、世界アルツハイマー月間です。9月21日は、世界アルツハイマーデーでもありました。今年の国内の標語は「この街で 笑顔で生きる 認知症」です。このところ当事者本人からの発信も多くなりました。日本認知症本人ワーキンググループの「認知症とともに生きる希望宣言」に、皆様も一度ふれていただきたく思います。

さて、第3回の今回は、「地域福祉の理論と方法」から認知症の人や家族の支援に関わる専門職とボランティアに関する問題です。いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第30回問題36】認知症の人や家族の支援に関わる専門職とボランティアに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 認知症サポーターは、地域包括支援センターから委嘱されて活動する。
2. 日常生活自立支援事業における専門員は、原則として社会福祉士、精神保健福祉士等であって、一定の研修を受けた者である。
3. 認知症地域支援推進員は、都道府県に配置され市町村の医療・介護等の支援ネットワーク構築の支援等を行う。
4. 認知症ケア専門士は、認知症ケアに対する学識と技能及び倫理観を備えた専門の国家資格である。
5. 介護相談員は、登録を行った後、介護相談員であることを証する文書が都道府県から交付される。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(32期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。
また、必ずコピー（控え）をとってください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第34回国家試験の受験申込受付期間は、令和3年10月8日（金）まで（消印有効）です。
※『受験の手引』には、〔10月9日（土）以降の消印のものは、受け付けできません〕と明記されています。ご注意ください。
 - ・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
受験申し込み手続きについてはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>
 - ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。
詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>
- ※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。
- ・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催予定です。
詳細は追ってご連絡しますので、今しばらくお待ちください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

認知症は、他科目からも出題されるため、合わせて学習すると効果的です。例えば、「人体の構造と機能及び疾病」の第32回には「脳血管性認知症」が、「高齢者に対する支援と介護保険制度」の第31回には「認知症初期集中支援チーム」が、第32回には「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が出題されています。

認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても日常生活を過ごせる社会は、専門家だけでは実現することはできません。選択肢1にある「認知症サポーター」の養成は、国が「痴呆」から「認知症」に呼称を改めた翌年、2005（平成17）年の「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想で取り組みが始まりました。その後、2015（平成27）年「新オレンジプラン」、2019（平成31/令和元）年「認知症施策推進大綱」でも普及啓発事業として推進されています。今後は、関わる機会が多い小売業・金融機関・公共交通機関等従業員向けの養成講座の拡大が必要とされています。更に、要請した人材を具体的な支援につなげる「チームオレンジ」という支援チームの整備推進も目標に掲げられました。

1. ×地域包括支援センターからの委嘱ではなく、各地で開催されている認知症サポーター養成講座を受講した人であれば、だれでもなることができます。子どもから大人まで幅広い世代が受講しています。養成されたサポーターは2021（令和3）年3月末で1300万人を超えました。
2. ○認知症高齢者のみならず知的障害者や精神障害者等判断能力が不十分な者が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者の契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行います。実施主体は、都道府県・指定都市社会福祉協議会となっています。
3. ×都道府県ではなく市町村に配置されます。認知症の医療や介護の専門的知識や経験を有する医師、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等が要件です。
4. ×国家資格ではなく、日本認知症ケア学会の認定する民間資格です。認知症介護従事者の自己研鑽および生涯学習の機会提供を目的としています。
5. ×文書（委嘱状）は、都道府県ではなく市町村から交付されます。介護相談員は、介護サービス施設・事業所を訪ね、利用する者等の話を聞き、相談に応じる活動を行います。利用する者と介護サービス提供事業者及び行政との橋渡し役を期待されています。登録は、一定水準以上の研修を受けた者で、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者を対象としています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus